

国立大学法人信州大学と日本政策投資銀行
との間における包括連携に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と日本政策投資銀行（以下「乙」という。）
は、相互の業務における包括的な連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、主として研究・情報交流、研究成果の事業化、人材交流、人材育成等
の分野において、甲及び乙相互の連携・協力を推進していくことを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するための具体的な事業について、個別に協議の
上、その内容を決定し、必要に応じて別途、甲乙間で事業等の内容に関する個別の契約
又は覚書を締結する。

（損害責任）

第3条 前条に基づく連携・協力の結果、甲又は乙に何らかの損害が生じた場合において、
相手方はその責任を負わない。ただし、故意に誤った情報を開示した場合又は本協定に
違反した場合はこの限りでない。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方より開示を受け又は知り得た技術若しくは業
務上その他一切の情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示・漏洩し又は第
1条の目的以外に利用してはならない。但し、以下の各号に掲げる情報はこの限りでな
い。

- (1) 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの、又は相手方による開
示後、自らの故意若しくは過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から開示されたときに既に保有していたもの又は相手方による開示後、
その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの
- (3) 相手方による開示後、相手方から受領した情報によらず独立して開発したもの
- (4) 法令により開示を求められたもの

2. 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了又は同条に定める解除により効力
を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成20年3月末日までとする。ただし、
有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があっ
た場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙は相手方に対して解除を予定する日の1箇月前までに書面による通知を
なすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本協定を解除することができる。

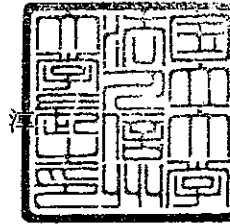
（その他）

第7条 本協定に関して協議が必要な事項が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議を
行う。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成17年 8 月 3 日

(甲) 長野県松本市旭三丁目1番1号
国立大学法人信州大学長 小宮山 洋



(乙) 東京都千代田区大手町一丁目9番1号
日本政策投資銀行 総裁 小村 武

